

香川高等専門学校退学者の再入学に関する規程

令和 6 年 12 月 19 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）学則第 26 条第 2 項に基づき本校を退学した者（専攻科を退学した者は除く。）の再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

2 再入学は、入学を志望する学科及び学年の学生現員からみて教育上支障がないと認められる場合に限り許可することがある。

(再入学出願資格)

第 2 条 本校を退学した年度末から 3 年以内の者で、勉学の意志が強固で再入学を希望する者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除くものとする。

- (1) 再入学を希望する年度の前年度に退学した者
- (2) 学則第 42 条による退学者
- (3) 前号に準じた指導措置により退学した者
- (4) 以前に再入学した者

(出願手続)

第 3 条 再入学を出願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、再入学前年度の 1 月末までに、校長に願出するものとする。

- (1) 再入学願書（別紙様式 1）
- (2) 履歴書
- (3) 再入学事由書（別紙様式 2）
- (4) 医師の診断書（疾病等を理由に退学したもの）
- (5) その他関係書類

(再入学許可)

第 4 条 校長は、前条の出願手続きをした者について、学力検査（英語、数学、再入学を希望する当該学科専門科目）、面接及び在学中の成績を総合して選考を行い、選考の結果合格し、所定の期日までに入学料を納付した者に対し、再入学を許可する。

2 再入学を許可する学科及び学年は、次のとおりとする。

- (1) 学科は、原則として退学時に在籍していた学科とする。
- (2) 学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は 1 年上位の学年とし、選考の結果及び退学時の修得単位を勘案して決定する。

(誓約書の提出)

第 5 条 再入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を提出しなければならない。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(在学年数)

第7条 再入学者の在学年数は、退学前における在学年数を通算して、学則第2条第2項に定める在学期間を超えることはできない。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年12月19日から施行する。

様式 1

再入学願書

ふりがな 氏 名			再 入 学 希望学年	再 入 学 希望学科	※受付日
		(自著)			
生年月日		平成・令和 年 月 日生	年	学科	
現 住 所		〒 - TEL () -	退 学 時 在籍学年	退 学 時 在籍学科	退学年月日
			年	学科	令和 年 月 日
連絡先 (本人以外)	ふりがな		合格通知等受信場所	〒 - TEL () -	
	氏 名				
	住 所	〒 - TEL () -			
※ 試験成績等					

記入上の注意

1.※印のある欄は記入しないこと。その他の欄は志願者が漏れなく記入し必要な文字を○で囲むこと。

2.履歴書（写真貼付）を添付すること。なお、略歴欄に退学後の略歴事項（「無職」「アルバイト」,「高校入学」「就職」等）を詳細に記入すること。

※受験番号		
※再入学許可学年学科		※決定
学年 学科		

様式2

再入学事由書

			※受験番号	
退学時在籍学年	年	ふりがな		
退学時在籍学科	学科	氏 名	(自著)	
再入学したい事由				
将来に対する抱負				

記入上の注意

- 1.※印のある欄は記入しないこと。